

## IP ランドスケープ推進協議会 運営規約

### 第 1 条（協議会の目的）

1. IP ランドスケープ推進協議会（以下「協議会」という）は、IP ランドスケープ（以下「IPL」という）の推進によって、会員企業の事業競争力の強化及び知の探索による新たな価値創造の促進による企業価値の向上に加え、我が国の持続的な社会発展を促し、広く公益に寄与することを目的とする。

### 第 2 条（名称）

1. 本会は、「IP ランドスケープ推進協議会」という。

### 第 3 条（活動内容）

1. 本会は第 1 条の目的を達成するために、次の活動を行う。
  - ① IPL に対する意識合わせ（スコープ）や IPL が目指すビジョンを明確にするためのインタラクティブな情報共有と議論
  - ② 経営へ資する提言を行う人材像や行動指針などの研究
  - ③ IPL 導入の支援となる情報の発信
  - ④ 関係省庁への IPL 推進のための情報提供（施策の提案）

### 第 4 条（会員）

1. 本協議会の会員は、本協議会の目的に賛同して入会した IPL を遂行している事業会社（法人）とする。
2. 会員に関する手続き等は、別途定める会員規約による。

### 第 5 条（オブザーバー）

1. 本協議会の目的達成に資する一定の要件を満たす団体または個人をオブザーバーとして会員限定の委員会等に招聘することができる。

### 第 6 条（幹事会）

1. 本協議会に、本協議会の運営についての意思決定機関として幹事会を置く。
2. 幹事会は、会員の中から選任された最大 20 名で構成する。
3. 幹事会の代表は、互選により 2 名を選出する。
4. 代表の任期は 1 年度とする。ただし重任を妨げない。
5. 幹事会の合意形成は参加者による多数決によるものとする。

### 第 7 条（幹事）

1. 幹事会を構成する幹事は、会員から選任されるものとする。
2. 幹事の選任は、幹事会の満場一致により行うものとする。
3. 幹事の任期は2年とする。ただし重任を妨げない。
4. 幹事は必要に応じ、事務担当者を選任し、本協議会の事務にあたらせるものとする。
5. 創設時の幹事は、発起人とする。

#### 第8条（事務局）

1. 本協議会は、その円滑な活動の遂行と事務処理のため事務局を一般財団法人知的財産研究教育財団内に置く。

#### 第9条（規約の変更）

1. 本規約は、幹事会の決定により変更することができる。

#### 第10条（解散）

1. 本会は、次の場合に解散する。
  - (1) 第1条に定める目的が達成された場合
  - (2) 幹事会の満場一致により解散することが決定された場合

以上

2020年12月23日制定